

合、自民党が最大与党だけに自己を中心に調整されるが、県議会及び同党県連で要職を務めた議員が中心に調整される。

派遣県議には、報酬のうまみ!!

ただ、福島テレビの場合は、派遣議員も多く、さらに他の派遣要請会社より報酬が高いため十数年来から「人數、期数においていかがなものか」という議論は「水面下」で出ていたことだけは間違いない。

「水面下」としたのは「県議、特に自民党県議にとっては、いわば既得権であり、いつかは自分にも『お鉢』が回ってくるだろう」ということで表面的に議論されることはない。

ところが、この九月定例県議会で自民党の小熊慎司県議（会津若松市選挙区）が「権力をもつ行政が、メディアの株主にならぬ問題」などと指摘したことがきっかけとなり同党県連は政調会の正副部会長会議で検証を始める方針を決めた。

これに対し佐藤知事は、後日の記者会見で「県民が保有している株」という認識を表明、県

議会で取り上げられた株放出の可能性を真っ向から否定した。その上で佐藤知事は、民間放送が県内でも四局体制になった現状で県が一局の大株主であり続ける意味について「地方のマスコミも多様性や中央に支配されない独自のマスコミがあつて然るべき」と述べた。さらに「報道面で県が介入しない意向」を強調、キー局から代表取締役が着任している他社と違った県が常時、代表取締役を一人確保していることを挙げ、「地方分権の時代に即している」という認識を示唆した。また、派遣されている県議が報酬を得ていることにとどまり、その必然性などに入つてもらつていて「お鉢」が回つてくるだろう」ということであつた。

さらに佐藤知事は、IT産業の福島民報の株は、福島交通が50%保有し筆頭株主だった。それ以前は、故小針暦二氏が保有していたが、美雄氏がこれを引き継ぎ美雄氏は個人的な資金繰りのため福島交通に売却した。しかし、福島交通は美雄社長の解任後、商法上の関連会社の持ち株比率で問題が生じかねないとして、ラジオ福島と福島交通観光に全てを売却。この結果、福島民報の株の保有比率はラジオ福島二六・三%、福島交通観光二三・七%、毎日新聞二〇%、小針育英財團二〇%、個人（一人）一〇%だった。

この時の（平成十年）株売却について、当時の福島民報の斎藤範幸・代表取締役（後に社長就任、故人）は「地元企業に安

福島民報の株放出で福島テレビが大株主に！

一方、県内で最大の発行部数を誇る福島民報は、平成十年二月頃、株を福島テレビや東邦銀行、福島銀行、大東銀行などに売却した。福島民報は、前年十二月一日、当時の小針美雄社長を電撃的に解任、小針一族支配から脱却した。それまでの福島民報の株は、福島交通が50%保有し筆頭株主だった。それ以前は、故小針暦二氏が保有していたが、美雄氏がこれを引き継ぎ美雄氏は個人的な資金繰りのため福島交通に売却した。

さらに佐藤知事は、IT産業の福島民報の株は、福島交通が50%保有し筆頭株主になり小針育英財團と筆頭株主になり小針育英財團二〇%、福島テレビ一〇%、東邦銀行及び同行の関連会社の大株主となり、さらに地元三銀行も株主となる福島民報の保有状態は、新聞業界では異常である。いずれにせよメディアの株保有の頂点に県が立つた訳であり、県議会の今後の対応が注目される。



株を放出した福島民報

県—FTV—民報の株の持ち合いは、何を意味する？

通常、マスコミ業界では言論・報道の自由を守る、という意味で全く系列の異なる異業種界の経営参画は極力避け、株保有は純粹な関連会社に限られている。特に新聞業界では、テレビなどと違って株式を上場している社は、日本新聞協会加盟社の中では、一社もない。

その意味では、福島民報のケーブルテレビやTBSの株式大量購入問題にも触れ、「県が（筆頭株主として）株を保有していないと親会社がどこかに行つてしまふ可能性がある。県民が株主の会社があつていいのかなと思う。松平知事からの引き継ぎ事項に放出厳禁が入つていた」とも述べた。

スは、いくら株式を上場していないとは言え極めて異例のケースである。しかも県が最大の株主である福島テレビが福島民報の大株主となり、さらに地元三銀行も株主となる福島民報の保有状態は、新聞業界では異常である。いずれにせよメディアの株保有の頂点に県が立つた訳であり、県議会の今後の対応が注目される。